

令和4年神審第35号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
指定海難関係人 b  
職 名 A案内人

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生年月日時刻及び場所  
令和3年12月6日06時20分  
七尾南湾
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 14トン  
全 長 24.60メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 610キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配した小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置、前方に右舷側から順にレーダー2台、魚群探知機、GPSプロッター等をそれぞれ備え、a受審人ほか2人及びインドネシア共和国籍の技能実習生1人が乗り組み、船舶検査証書の交付を受けないまま、b指定海難関係人及び機関メーカーの従業員2人を乗せ、新造船回航の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年12月6日06時00分石川県七尾港に所在する造船所を発し、七尾南湾を航行する予定で、同県富来漁港に向かった。

ところで、七尾南湾は、能登半島東岸のほぼ中央に位置し、小口と称される同湾の東口から約6海里湾入し、北東部に浅所等が散在していて、左舷標識の七尾港第1号、同第5号、同第7号及び同第13号の各灯浮標並びに右舷標識の七尾港第2号、同第4号、同第8号、同第10号及び同第12号の各灯浮標によって示された可航水路（以下「可航水路」という。）が東西方向に設定され、湾内のほぼ全域が七尾港の港域となっていた。

また、七尾港第12号灯浮標北方の石川県コシキ島南方沖合は、約250メートルのところまで水深2メートル未満の浅所（以下「コシキ島浅所」という。）が拡延し、Aに備えられたGPSプロッターを詳細表示に切り替えることで同浅所が表示されるようになっていた。

そして、a受審人は、七尾南湾の航行経験が18年前の1回だったことから、回航に当たり、同湾の航行経験が多数回あるb指定海難関係人を、雇入れ手続きをとって乗り組ませないで、案内人として同乗

させたものであった。

b 指定海難関係人は、発航に当たり、前示造船所を離岸後、七尾南湾を北上し、七尾港第13号灯浮標と同第12号灯浮標間に至ったのち、可航水路を東行して同湾を出航する計画（以下「七尾南湾の出航計画」という。）とし、七尾南湾の案内をすることにしたが、a 受審人に対して同計画を説明しなかった。

一方、a 受審人は、発航に先立ち、七尾南湾の出航計画を承知していなかったが、同湾の航行経験が多数回あるb 指定海難関係人に操船を行わせることにしたので、同人に任せておけば七尾南湾を無難に航行できるものと思い、船位の確認が行えるようにb 指定海難関係人に対して七尾南湾の出航計画を説明することを指示しなかった。

a 受審人は、離岸後、七尾南湾を航行する状況であったものの、自ら操船指揮を執らないまま、b 指定海難関係人に操船を行わせ、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で、手動操舵に当たった。

b 指定海難関係人は、舵輪左方に立った姿勢で、操船を行って七尾南湾を北上し、06時09分僅か前雌島灯台から276度（真方位、以下同じ。）1.06海里の地点で、針路を030度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行し、06時16分少し前雌島灯台から337度1.21海里の地点に至り、針路を046度に転じた。

a 受審人は、針路を転じたとき、コシキ島浅所が正船首1,290メートルのところとなり、その後同浅所に向首する状況となったものの、船位の確認が十分に行えないまま、七尾港第13号灯浮標に続き、同12号灯浮標を航過して続航した。

こうして、a 受審人は、コシキ島浅所に向首進行し、06時20分

僅か前 b 指定海難関係人から魚群探知機の水深表示が急激に浅くなったことを告げられ、機関を停止して右舵一杯としたものの、効なく、06時20分雌島灯台から001度1.59海里の地点において、Aは、原針路、原速力で、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、推進器翼及び舵軸に曲損並びにキール、シューピース等に破損を生じ、来援した救助船に引き出され、自力航行によって前示造船所に着岸し、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、七尾南湾において、航行中、船位の確認が不十分で、コシキ島浅所に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、自ら操船指揮を執らなかつたばかりか、船位の確認が行えるように案内人に対して七尾南湾の出航計画を説明することを指示しなかつたことと、案内人が、船長に対して同計画を説明しなかつたことによるものである。

a 受審人は、夜間、七尾南湾において、富来漁港に向けて航行する場合、船位の確認が行えるように案内人に対して七尾南湾の出航計画を説明することを指示すべき注意義務があった。ところが、a 受審人は、七尾南湾の航行経験が多数回ある案内人に操船を行わせることにしたので、同人に任せておけば同湾を無難に航行できるものと思い、船位の確認が行えるように案内人に対して七尾南湾の出航計画を説明することを指示しなかつた職務上の過失により、コシキ島浅所に向首進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月13日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭